

平成25年12月18日

古賀市議会
議長 奴 間 健 司 様

市民建産常任委員会
委員長 飯尾 助広

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件の審査結果を、委員会条例第110条の規定により報告します。

記

第87号議案 古賀市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

本案は公社債の取引についてその譲渡益については従来非課税扱いであったが、このたびの金融証券税制の改正により課税扱いとなるため、所得にかかる国民健康保険税について条例を改正するものであり、平成29年1月1日から施行される。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1、改正に影響する対象者、保険税の増収額については公社債の譲渡益が現在、非課税であるため不明である。
- 2、施行日が平成29年1月1日からとあるのは債権所有者等への周知、金融証券税制にかかわる見直し等により施行令で定められたものであるため。

【審査結果】

委員会は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第88号議案 古賀市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本案は平成26年4月1日から消費税率が引き上げられることに伴い、古賀市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例中の「100分の105」を「消費税及び地方消費税」に改めるものであります。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1、本条例にかかる消費税は内税であり、ごみ袋の販売価格の変更はない。また消費税法の特例において、作成で支払う税額と販売で入る税額が同額とみなされ、課税対象にはなるが納付する必要がないため、市への影響は少ない。
- 2、ごみ袋の販売価格には変更ないが、ごみ袋の作成費用については消費税が課税される。その分については市の負担となるが、今回3%のアップであり影響も少ないことからごみ袋代の変更はないが、将来予定されている消費税アップについては、その時点で検討する。

【審査結果】

委員会は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第89号議案 古賀市下水道条例及び古賀市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について

本案は平成26年4月1日から消費税率が引き上げられることに伴い、古賀市下水道条例及び古賀市農業集落排水処理施設条例中の「100分の105を乗じて」を「消費税及び地方消費税を加算して」に改めるものであります。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1、今回の消費税の改正による公共下水道、農業集落排水の使用料は平均的な世帯、4人世帯・2ヶ月で45立米を使用した場合5,720円から5,880円となり、2ヶ月で160円の負担増になる。
- 2、条例改正の施行は平成26年4月1日からであり4月、5月分の使用量に対する6月の徴収分からとなる。
- 3、市民への周知はホームページ、広報こが及び行事予定表等で行う。

【審査結果】

委員会は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第94号議案 市道路線の認定について

本案は道路法第8条第1項の規定に基づき、下記2件の市道路線を認定するものであります。

- ①庄66号線につきましては、起点（今の庄二丁目596-12番地先）か

ら終点（今の庄二丁目 596－8 番地先）までの延長 39 m、幅員 6.05 m、面積 236 m²

②花見 151 号線につきましては、起点（花見南二丁目 1815－222 番地先）から終点（花見南二丁目 1815－226 番地先）までの延長 46 m、幅員 7.13 m、面積 328 m²

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1、認定 2 路線について現地立会調査を実施した。
- 2、2 路線とも開発による袋小路路線であり、パッカー車等の転回が厳しいため集積所を現在の路線近くに設置することで対応しているとのこと。

【審査結果】

委員会は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定した。